

堺市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■ 全部記録

□ 要点記録

会議の名称	令和6年度第2回堺市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会		
開催日時	令和7年3月25日（火） 午後1時00分 から 午後2時00分まで		
開催場所	堺市役所 本館地下1階 大会議室	傍聴者数	3名
出席者又は欠席者 委員 (50音順：敬称略)	出席者 3名 小島 理沙（web） 藤田 香（web） 山本 祐吾 欠席者 1名 清水 万由子		
議題	(1) 堺市一般廃棄物処理基本計画の改定骨子（案）について (2) その他		
会議の内容	別添のとおり		

令和 6 年度 第 2 回 堺市廃棄物減量等推進審議会
一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会

開催日：令和 7 年 3 月 25 日
場 所：堺市役所本館地下 1 階
地下会議室
開 会：午後 1 時 00 分

○司会

定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 2 回堺市廃棄物減量等推進審議会、一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境事業管理課の今村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、対面参加と WEB 会議システムを利用した参加との併用により開催させていただきます。

本専門部会の委員総数 4 名のうち、現在会場に 1 名の委員にお越しいただいています。

また、WEB では 2 名の委員からの接続を確認しておりますので、堺市廃棄物減量等推進審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、清水委員におかれましては、体調不良によるご欠席と連絡をいただいています。本会議は、同規則第 6 条第 1 項の規定により公開となっております。

本日の会議には 3 名の傍聴者が来られておりますことをご報告いたします。傍聴者の方におかれましては、堺市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する要綱の遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

会議の開催にあたり 2 点お願いがございます。まず 1 点目でございますが、本専門部会の会議録につきましては、発言者名を明記した上、堺市ホームページ及び市政情報センターでの閲覧などにより公表させていただきます。会議録の作成にあたっては、事務局で原案を作成の上、出席委員への確認を経て、部会長の署名をいただくことで、最終確定とさせていただきます。正確を期すため、会議内容を録音させていただきますので、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

2 点目でございます。音声拾います関係上、ご発言の際はマイクを通していただきますようお願いいたします。ご発言の際は、マイクのボタンを押していただき、発言終了後は、お切りいただきますようお願い申し上げます。オンラインでご参加の委員におかれましては、会議中、カメラはオン、マイクはミュートとしていただきますようお願いいたします。またご発言の際は、映像内で挙手いただくか、チャット機能でご発言する旨をお知

らせてください。部会長からの指名後、マイクのミュートを解除の上、ご発言をお願いいたします。この他、進行中不具合などがありましたらチャット機能等で事務局にご連絡ください。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

次第、配席図、A3 サイズの資料 2 枚の計 4 枚を配布しておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

お手元にはない資料等がありましたら事務局にお声掛けください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

本審議会規則第 3 条第 1 項の規定により、ここからは山本部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

山本部会長、よろしくお願いいたします。

○山本部会長

皆さんこんにちは。

改めまして、和歌山大学の山本です。

対面参加が私 1 人となっておりますので、ぜひオンラインでご参加の先生方の活発なご意見を頂戴したいなと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の議題、堺市一般廃棄物処理基本計画改定の骨子案について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

ご説明させていただきます。

A3 判の 2 ページにわたる資料ですね、「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定 骨子(案)」をご覧ください。

1 ページ目から 2 ページ目の序盤にかけて、計画改定にあたっての本市の現状と課題等についてご説明させていただきます。

まずは 1 ページ目の「1. 計画の概要」の「(1) 計画改定の背景・目的」について、ご説明させていただきます。

本市では、令和 3 年 3 月に改定した堺市一般廃棄物処理基本計画に基づき、4R（リデュース、リデュース、リユース、リサイクル）の推進と、循環型都市の構築に努めてまいりました。

現計画の策定から今日までに、4R の推進による市民意識の向上やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行、第 5 次循環型社会形成推進基本計画の策定、社会情勢の変化等、廃棄物を取巻く環境が大きく変化いたしました。

そのような中で、本市では、ごみの減量化が大きく進み、資料 1 ページの左下、「(3) 現計画の計画目標と達成状況」にありますとおり、「清掃工場搬入量」「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」「1 日あたり事業系ごみ排出量」「最終処分量」の 4 つの計画目標について、令和 5 年度末時点で令和 7 年度の間年度目標、又は令和 12 年度の最終目標を前倒しで達成することとなりました。

こうした社会状況や環境の変化等に対応し、一般廃棄物の更なる減量化・リサイクルの促進、効率的な収集・運搬、安全・安心で安定的な処理体制の構築を図るため、計画を改定する必要があります。

続きまして、「(2) 計画の位置付け・計画期間」についてです。

この一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 6 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、本市が長期的な視点に立って、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるものでございます。

次期計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間といたします。

また、5 年目の令和 12 年度を中間年度とし、必要に応じて見直しをいたします。

本計画は、本市として取り組むべき方向性を示す「堺市基本計画 2025」、脱炭素・資源循環・自然共生等の各環境分野を総合的に盛り込み、長期的な環境の将来像を掲げる「堺環境戦略」を上位計画とした一般廃棄物の部門計画として位置付けられます。

続きまして 1 ページ目の右側、「2. 廃棄物処理を取り巻く状況」についてですが、先程申しました通り、現計画の策定後、国の法律や計画、社会情勢等に変化がございました。

国におきましては、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計から、廃棄物の処理までに関わる全ての主体におけるプラスチック資源循環の取組の促進が図られることとなりました。

また、令和 6 年 8 月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済への移行が国家戦略として位置付けられました。

社会全体に目を移しますと、新型コロナウイルスをきっかけとして、リモートワークやオンライン会議が普及し、紙の資料を使用しないなど、生活様式の変化が見られるようになりました。

また、消費者物価指数の上昇傾向が続き、各家庭で食料品や日用品などの購入を控え、消費量を抑える動きが見られるようになりました。

最後に、「(3) 本市の状況」についてご説明いたします。

まず、令和 4 年 7 月から令和 6 年 3 月までの間、「堺・ごみ減量 4R 大作戦」として、様々な媒体を活用した情報発信や、市民・事業者と連携した取組などを実施し、設定した

目標を大きく上回るごみの減量を達成しました。

プロジェクト終了後の今年度も減少傾向が続いていることから、市民・事業者への 4R 浸透に一定の効果があったと考えております。

続いて、各種ごみ組成調査の結果について、資料 1 ページ右下にお示ししております。

令和 5 年度に実施した生活ごみ組成分析調査においては、手つかず食品、食べ残し等の「減量化が可能なもの」が 30.5%、缶・びん、ペットボトル等の分別収集品目、古紙類などの集団回収品目といった「リサイクルが可能なもの」が 28.9%含まれているという結果となりました。

事業系ごみ組成分析調査については、令和元年度の調査の結果をお示ししておりますが、今年度も調査を実施しておりますので、集計が終わり次第追ってご報告させていただきます。

こちらは紙類、厨芥類、草木類等の「減量化・リサイクルが可能なもの」が 61.2%含まれておりました。

また、本来排出事業者処理責任がある産業廃棄物の混入が 15.8%ございました。

この結果から、生活ごみ、事業系ごみのいずれにおいても、適切に分別されていないごみが混入しており、更なる適正排出の推進が必要であると考えております。

続きまして、資料 2 ページをご覧ください。

「3. 主な課題」について、改めて簡単にご説明させていただきます。

食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減につきましては、一定の取組効果が出ており、本市の家庭系ごみ全体の減少を推し進めた要因の 1 つとなっておりますが、国の基本方針等を踏まえ、更なる削減が必要となっております。

プラスチックは、国際的に資源循環の取組が進んでおりますが、本市では、高い割合となっているペットボトルの残渣率改善と、未対応となっている製品プラスチックの行政回収・リサイクルの導入が課題となっております。

家庭系古紙類の回収・リサイクルにつきましては、生活ごみに含まれるリサイクル可能な紙類が増加しているため、集団回収に加え、民間の古紙回収拠点を増やすなど、リサイクルにつながる排出環境の整備が必要となっております。

本市では今後、高齢化率の上昇が見込まれる他、外国人市民の人口も増加傾向にあります。

こうした中、行政に対しては、高齢者や外国人市民にもわかりやすい情報提供が求められております。

なお、外国の方の表記につきましては、他に「外国籍」などの表現がございますが、本計画の上位計画にあたる「堺市基本計画 2025」などにおいて、「外国人」という表現が用

いられており、計画間で記載を統一し、ここでは「外国人」と表記させていただいております。

施設整備基本計画についての専門部会でもご審議いただいておりますが、クリーンセンター東工場及びリサイクルプラザは老朽化が進んでおり、速やかな更新・整備が必要な状況となっております。

その施設整備と関連いたしますが、激甚災害や近年多発している台風、大雨による浸水等の災害に備えた安定的な処理体制の構築が急務となっております。

次期計画は、これらの課題解決を念頭に改定作業を進めております。

ここまで、計画改定にあたっての本市の現状及び課題をご説明いたしました。それでは続きまして、次期計画の基本理念と基本方針、計画目標についてご説明をさせていただきます。

まず基本理念につきましては、「ともに作る環境負荷の少ない『循環型都市・堺』～ウェルビーイングの実現をめざして～」に変更いたします。

これまでの減量化、リサイクルの方向性を維持しつつ、審議会及び専門部会において、いただいたご意見を踏まえ、第六次環境基本計画で最上位目標に位置付けられたウェルビーイングの考え方を取入れたものに変更をいたしました。

持続可能な形で資源を効率的かつ循環的に有効利用することで、「循環型都市・堺」を形成し、ごみの減量化やリサイクルを通して、ウェルビーイングの実現を図ってまいります。

続きまして、基本方針は現計画から継続し、減量化・リサイクルに関する一貫した取組と、新たな課題への対応を進めてまいります。

1 つめは「4R の更なる推進」です。

現計画において、ごみの発生・排出抑制につながるものとして優先的に推進してきたリフューズ、リデュースに引続き取組むとともに、令和5年度の本市市民意識調査で取組んでいると答えた市民が57%と少なかったリユースや、製品プラスチックなど対象が広がっているリサイクルについても更なる推進を図ってまいります。

2 つめは、「ごみに関わる多様な主体の連携・協働」です。

ごみの減量化・リサイクルの実践者である市民・事業者や、ごみの減量等に取り組む市民活動団体、ものを生産・販売する事業者、ごみの処理やリサイクルを行う事業者、ごみ処理事業を運営する行政など、ごみに関わる多様な主体による連携・協働を進めてまいります。

3 つめは、「環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築」です。

市民の安全・安心を確保し、環境負荷の低減に配慮した上で、長期的に安定したごみ処理施設の運営に努めてまいります。

また、老朽化が進む施設については、ごみの減量化やリサイクルの進捗状況を見据え、適切な更新・整備を行ってまいります。

続きまして、計画目標と指標についてご説明いたします。

計画目標につきましては、継続的な取組の成果を測るため、現計画の「清掃工場搬入量」、「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」、「1日あたり事業系ごみ排出量」、「最終処分量」を継続いたします。

一方、「分別まちがい率」は、第五次循環型社会形成推進基本計画で、循環経済が国家戦略に位置付けられるなど、循環型社会の形成に向けては、ごみの発生・排出抑制がより重視されていることや、ごみ組成分析調査の継続的な実施が困難なことなどを鑑み、参考指標に位置付けを変更し、課題の把握や施策の検討に活用することといたします。

また指標についてですが、次期計画においては、この骨子案にありますとおり、現計画で取組指標として設定していた6項目に、分別まちがい率を「生活ごみに占めるリサイクル可能なものの割合」と名称を改めて加え、参考指標として位置付けて継続的にモニタリングし、課題の把握や施策の検討に活用してまいります。

そして、次期計画の進行管理についてですが、これまでの審議会及び専門部会の中で、本市の取組をいかに市民・事業者の方々の行動変容に繋げるかが重要であるといったご意見をいただきました。

こうしたご意見を踏まえまして、個々の取組の実績を把握する指標だけではなく、その取組の効果を測るための指標を新たに設け、取組の成果や指標が適正であるかを定期的に検証し、必要に応じて見直しを可能とする形といたします。

今ご説明した進行管理につきましては、この一般廃棄物処理基本計画に基づいて別途作成する「ごみ減量プラン」の中で、毎年度実施し、本審議会にて結果を報告させていただきます。

基本理念と基本方針、計画目標及び指標についてのご説明は以上となります。

ここまでで、委員の皆様よりご意見等はございますでしょうか。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか、皆様からのご意見等をお願いしたいと思います。

では、私から1つ伺います。

「2. 廃棄物処理を取り巻く状況」の「(3) 本市の状況」の中で市民・事業者への4R浸透につながったと考えられるというご説明があったかなと思いますが、私も今まで気づいてなかったんですけれども、4つのRごとに何をもって浸透に繋がったと捉えたのかという、何かモニタリングしたデータはあるのでしょうか。

それから、もし、そこまで厳密に4つのRごとに何かその成果をモニタリングしているわけではないとするならば、それぞれどういうふうに進捗しているかということ、次は計り取れないといけないと思うので、何かそれに向けたお考えがあるのでしょうか。

必ずしも次の基本計画の中に反映されないといけないという意味合いではなくてですね、今後どういうふうを考えていかれるんだろうかということ、少しお聞かせいただけますでしょうか。

○事務局

事務局から4Rの浸透状況について、まずは結果からご説明させていただきます。

昨年度、市民と事業者様に対して、意識調査というものを実施させていただいております。リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル、それぞれについて、自己申告ではありますけれども、各自が取組んでいるものについて、「私はリフューズに取組んでいる」というような形でご回答いただきました。リユース以外の3つの取組については、90%を超える方々が取組んでいるとお答えいただいた中で、リユースのみが57%程度となっており、明らかに低い浸透具合でした。また国全体においても、リユースの取組が遅れていると計画等で示されていたこともあり、本市でも今後、リユースの取組を他の取組と併せて進めていく必要があると考えております。

○山本部長

ありがとうございます。

また少し話が逸れるんですが、この基本計画というよりは、計画が改定されて以降ですね、また同じようなアンケートをするときに、何故リユースが進んでいないのかという理由がきちんと追跡できるような質問事項等を、ぜひ設けていただきたいと思います。

市民自らの努力ではどうにもならない、何かシステム的な要因なのか、行政側が上手に手を差伸べればという言葉は不適切かもしれませんが、状況を整えれば比較的にリユースが進みやすいのか、あるいはそれ以外の何か、製品の持つ技術的な制約上どう頑張っても進まないものであるのかなどですね、その辺りが把握できるように検討をさせていただくといいかなという気がしました。

すみません、今の話は余り計画には直接関係ないところかなと思います。

ご意見いかがでしょうか。

では藤田職務代理、よろしくお願いします。

○藤田職務代理

はい、どうもご説明ありがとうございました。

内容を改定してほしいということではなく、今後の堺市を巡る状況をどう把握しているのかについて、一点要望というかお伝えしたいと思います。

先月堺市の方でも統計が出ていますけれども、特に高齢者を取巻く現状というところで、高齢化率の上昇でありますとか、世帯構成において、全体としては世帯の小規模化が起こっているわけですが、高齢者世帯、特に高齢者のみの世帯、あるいは高齢者1人世帯の割合がかなり上昇することが予想されているかと思います。

直近のデータだと、高齢者のみの世帯は全世帯の30.8%、うち高齢者1人世帯は全世帯の19.1%ということで、ごみに関わる多様な主体とご説明がありましたが、その市民の皆様の状況が、この計画あるいは次の計画のときには随分変わってくるのではないかなと想定されます。例えば、高齢化率が上がっている自治体の中には、高齢者の方のごみ出しサポート支援みたいなものを踏込んで実施されているようなところもございます。今後、主な課題のところで、高齢者の増加が示されているわけですが、情報提供だけではなくて、ごみ出しの支援みたいなところにも踏込んで考えていく必要があるのではないかなと考えたりもいたしますので、コメントとして残していただければと思います。

以上です。

○山本部長

ありがとうございます。

ただいまのご意見について何か話はございますでしょうか。

○環境事業管理課長

ご意見ありがとうございます、環境事業管理課の頓宮でございます。

高齢者の皆様へのご対応について、お話しいただいたと思います。

本市の方でも、高齢者の方にごみ出しの支援を行う制度としまして、ふれあいサポート収集という制度を設けてございます。

本市の中で例えばですね、大きな粗大ごみを捨てたいんだけど、なかなか家の中から出せないよという場合がありますとか、ごみの集積所、いわゆるステーションが遠いところにありまして、そのステーションへのごみを持っていくということが難しいとおっしゃられるような世帯の方へ、条件が合致すれば、そういったところをサポートする制度というものは設けてございます。

今後その制度をどうしていくかというのは、引続き色々な面があると思いますので、考えていく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○藤田職務代理

ありがとうございました。

要介護者も今後増えるというふうな統計も出ておりますので、条件様々あるかと思えますし、サポートするにもやはり資金が必要になると思うんですが、より充実したサポートができるようにお願いしたいと思います。

十分に説明いただき、ありがとうございます。

以上です。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。

今の議論に関連して、以前も少し申し上げたかもしれませんが、支援される側と支援する側ですね、これは恐らく行政の手だけでは足りないかもしれないと、地域の住民の皆様のお力を借りないといけないかもしれません。

そうなったときに、ウェルビーイングというものをせっかく掲げたわけですから、支援される側だけではなくて、支援する側にとってもその行動が、自分自身の、あるいはそのコミュニティのウェルビーイングの向上に繋がるような意識を持って臨んでいただくといいかなと、議論を聞いていて思いました。

ありがとうございました。

他、ご意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

私からもう 1 つ、今申し上げたウェルビーイングというキーワードを計画の理念に掲げていただいたということは、すごく大きな一歩かなという気がいたします。

一方で、ウェルビーイングの実現を目指すためにどんな計画目標があって、それを進捗管理する指標として何を設定するのかということは、具体的にデザインできていないところかなと思います。ウェルビーイングがどう実現に近づいたかを測り取る指標の設定というのは必ずしもないわけですので、計画の中に指標のデザインの検討について掲げるべきではないのかもしれません。

けれども、もし何かお考えがあれば、ウェルビーイングの実現をめざして、どのように計画を実行していこうと考えておられるのか、少しだけお聞かせいただきたいなと思います。

○事務局

はい、事務局からご説明させていただきます。

基本理念にウェルビーイングを掲げさせていただきまして、基本計画の取組全体に渡

ってですね、環境負荷が低減され、市民や事業者の方が取り組んだことへの充実感であったりとか、その効果を享受した幸福感であったりを主観的あるいは客観的に得られるような社会を目指したいという理念でございます。具体例をいくつか挙げさせていただきますと、使い捨てプラスチックの削減によって海洋プラスチックが減り、海洋環境が保たれる環境保全であったりとかですね、食品ロスの削減に関するアプリを通じた消費者と事業者との繋がりだったり、後は地域のフードドライブを通じた支え合いといった取組であったり、審議会等でもご意見等ありましたけれども、子供服のリユースイベントを通じた支え合いや集団回収を通じた支え合い、あるいは地域の美化活動ですね、こうしたことも地域の連携強化であったりとか景観保護というところに繋がってまいりますので、こういう計画で今後掲げていく政策全てがある意味主観的、客観的、あるいは他の形でウェルビーイングに繋がっていくものというのは考えております。しかしながら、こういったものの効果をなかなか把握していくというのは、非常に難しい部分もあるんですけれども、市民の皆様へのアンケートであったりとか、そういった取組に参加していただいたことへの満足感であったりとか、そういったものからですね、何らかの形でこの取組の効果を測っていくことができればと思いますし、ちょっと今後この指標であったりとか評価の仕方を検討していくにあたってですね、委員の先生の皆様にもこういった指標が良いのではないかなというようなことであったりとか、お知恵をいただければと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願いします。

以上です。

○山本部会長

ありがとうございます。

今、ご回答いただいたのは、「4. 基本理念と基本方針、計画目標」の「(4) 進行管理」のところですね。

個別施策ごとに指標を設定して、その指標の適正性等々を検証しますというところに含まれるのでしょうか。

わかりました。

ただ、今おっしゃっていただいたメッセージがもう少し文言としてここに含まれると非常にいいかなと思います。先進的にそのようなウェルビーイング指標みたいなものを、今おっしゃったように主観的客観的にどう計り取るかということ。

他の自治体から先行して先導してそういうことをやっていくんだという強いメッセージになるかなという気もしますので、もし可能でしたら付け加えていただきたいと思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。他にご質問ご意見コメント等ございますでしょうか。小島委員よろしく願いいたします。

○小島委員

お話ししてもよろしいでしょうか。

○山本部会長

はいお願いします。

○小島委員

ウェルビーイングの話が出ましたので少しコメントになりますが、もし可能だったら指標に入れてもいいかなと思ったのが、分別に対する抵抗というか、あの気持ちというものを、もし市民の皆様にお伺いできるのであれば、ウェルビーイングを私は「よりよく生きる」というふうに解釈をして、20 年前にパーサ・ダスグプタの本を読んでからずっとそう思っているんですけども、たくさん今までいろんな社会調査をする中で、若い世代が分別を少しずつやらなくなり始めて、今そうですね 65 歳以上の方というのはともしっかり分別をされているような世代間の違いがすごく出ています。今後、今もですが高齢社会になっていく中でやはり分別が難しくなるのかなと思って調査もしたんですけども、むしろ高齢の方たちは健康の人たちは全然問題なくむしろ厳しくやっておられまして、そうなるとおそらく次の課題というのが、割と 20 代 30 代下手したら 40 代あたりの方がやる意味とか意義をしっかり理解できなくて、言葉平たく言うと面倒くさくなってちょっとやらないというような、それが色々な市からのあるいは様々な企業からの働きかけによって、だんだんその面倒くさいというのがもうやるのは当たり前だなみたいな方向にこう変わっていたかどうか、これが 1 つのウェルビーイングに繋がるのかなという思いがあるのと、市の施策にも直結する形になりますので、参考になればいいかなと思います。

○山本部会長

ありがとうございます。今いただいた御意見に対して何か事務局からございますでしょうか。

私これを繰り返し申し上げているのですが、分別抵抗感という言葉をいただきましたので、分別しても無駄だよという意見が SNS でよく流通しているよという話をするんですけども、やはりそのような少し曲がった情報に触れてしまう世代というのがどうしてもその分別することの意義を感じられないというのは今おっしゃっていただいた通りかなという気がしますので、ぜひその何故に抵抗があるのかということを含めてですね、これをきちんと市民アンケート等を通じて調査していただいて、その対策というのを具体的にデザインしていくという、何かそういうアプローチをぜひとっていただくと、非常にウェルビーイングの実現という点から重要かなと思いますので、ぜひご検討いただきたいなと思います。

よろしいでしょうか。

また何かありましたら最後の方でまとめてご意見頂戴するという事で次に進みたいと思います。

それでは資料２ ページ目右側、基本方針と取組の方向性について、事務局よりご説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

はい。それでは、資料２ ページ目の右側、「基本方針と取組の方向性（主な施策）」についてご説明させていただきます。

こちらも基本方針と同様、現計画からの継続を基本とし、減量化リサイクルに関する一貫した取組と、新たな課題への対応を進めてまいります。

その上で、現計画において、各基本方針で重複していた一部取組などを整理統合し、実行と進行管理の効率化を図っております。

各基本方針の施策につきましては、今後、庁内調整の上、具体化を図りまして、計画素案という形でお示しをする予定ですが、本日は特に強化を図る施策や、審議会専門部会等でご意見をいただいた施策について、その概要をご説明させていただきます。

まず、「基本方針１ ４Ｒの更なる推進」につきましては、ごみの減量化、リサイクルに関する情報発信の強化を、基本施策の１つめに位置づけております。

４Ｒを推進する上で最も重要な施策の１つであり、現計画全体の振り返りや、審議会専門部会でのご意見を受け、課題となっている情報発信を基本施策に位置づけ、取組の強化を図ります。

次に先程申し上げた通り、取り組んでいる市民が少なかったリユースにつきましては、ごみとして排出する前の子供服、日用品のリユースを促進するイベントや、清掃工場に搬入された、まだ使える粗大ごみをリユース品として市民に無償提供する事業などを民間事業者と連携して実施いたします。

また、先日の専門部会でもご意見をいただきました通り、先程も申し上げましたがリユースに関しては、地域の助け合いを促すことにもなり、ウェルビーイングの実現にも寄与するものとして、積極的に取組を進めてまいります。

以上、基本方針１に関する施策の概要についてはご説明させていただきました。ここまですべて委員の皆様よりご意見等はございますでしょうか。

○山本部会長

はい、いかがでしょうか。

「基本方針１ ４Ｒの更なる推進」の部分に関していかがでしょうか。

すいません、衣類の話が今出てきましたが、そういう文言というのは、加筆されて具体的に書かれていかれる予定でしょうか。

あるいはその地域での助け合いとか支え合いというようなキーワードがこの資料の中に文言として入れられるご予定でしょうか。

○事務局

事務局です。衣類の話は、こちらの基本方針1の中の「基本施策3 リユース・リサイクルの促進」の中にですね、フリーマーケットとかリユースアプリに関する情報提供とかも含めて、「衣類とか雑貨、家具家電等について、民間事業者との連携などによりリユースの促進に努めます」というような形で、計画素案でまたお示ししたいと考えております。

衣類の話は具体的に入れる予定でございます。

○山本部会長

ありがとうございます。事前説明の際にも少し申し上げたんですけども、やはり書かれている文言が少し一般的すぎて、だから間違いはないけれども、どこの自治体も一緒だよねという印象を受けてしまうので、堺市ならではの重点的にやっていこうとしていかれる施策について、何かこう、ひと言ふた言のキーワードでも結構ですので、具体的に書かれるといいかなという気がいたしました。

ご意見、ご質問コメント等いかがでしょうか。

なかなかこれを見てコメントというのは難しいんじゃないかというのは事前説明の際にも伺ってますけれども。

だからその大きな間違いがあるわけではないので、はい、あの充実化を図るということができればしていただきたいなというところで、よろしいでしょうか。

はい。

ではまた何かありましたら後程まとめてご質問等いただければと思います。

それでは「基本方針2 ごみに関わる多様な主体の連携・協働」について事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

はい。

では続きまして、「基本方針2 ごみに関わる多様な主体の連携協働」についてです。

市民事業者とともに取り組む施策の1つとして、環境教育や環境学習の推進を挙げております。

審議会の中で先程もありましたけれども、子供さんを経由してご両親や祖父母さん兄弟世代のごみ減量の意識を高めることが大切であることや、SNS上の誤った情報などに対して行政が正しい情報をお示しするなどして、ご理解をいただくということが必要であるといったご意見をいただきました。

こうしたご意見を踏まえまして、各種教育機関であったり、地域のごみ減量化推進員の

方々などと連携し、ごみの減量化、リサイクルに関する正しい情報の発信と取組への興味関心意識の向上を図ってまいります。

また同基本方針に基づく取組として、新たに地域美化の推進を挙げております。

これは市民・事業者・行政が協働し、地域美化活動や不法投棄対策を行う従来から継続する取組ではございますが、これも地域の繋がりや、本市の町並みの景観保護を促すことにもなり、ウェルビーイングの実現に寄与するものとして、主な施策の1つと一致して位置づけ、取組を進めてまいります。

以上、基本方針2に関する施策についてご説明させていただきました。

ここまでで、委員の皆様よりご意見等はございますでしょうか。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

すいませんここも先程と同じなんですけれど、もう少し具体的に書けるところは書いていただきたいのと、例えば環境学習の推進というのも、次の専門部会のテーマにも上がってくると思いますけれど、やはりその、施設の更新に際して、環境学習拠点としての機能を強化しようというふうに考えていらっしゃるということが伝わるように、何か具体的なメッセージというか施策を少し加えていただくといいかなという気がいたします。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

はい。

またこれも何か後でありましたら伺いたいと思います。

では、最後の項目について事務局よりご説明よろしく願いいたします。

○事務局

はい。

最後に「基本方針3 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築」これにつきましては、まず先程ご説明した製品プラスチックの回収リサイクルへの対応を含めた効率的かつ適切なごみの収集運搬体制の見直しを行います。

また、審議会や専門部会等でもご意見をいただきました高齢者や外国人市民の方々にもわかりやすく、正しい分別に取り組んでいただけるような排出方法の周知を進めてまいります。

そして、施設整備基本計画に関する専門部会でもご審議いただいております東工場及びリサイクルプラザの更新整備を初めとして、安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築を進めてまいります。

以上が、堺市一般廃棄物処理基本計画改定についての骨子案の概要となります。

全体を通してご質問やご意見等ございましたら、どうぞお聞かせください。

○山本部会長

はい。

ありがとうございます。ご意見等いかがでしょうか。

すいません、私からになります。1枚目の右下の説明のところ「○各種ごみ組成調査の結果」で事業系ごみの中に産業廃棄物が混入しているよというお話をいただいたかなと思いますが、何かその現状を受けて、それが何故混入してしまっているのかということ、もしわかっていच्छるようであれば、何かそれに対してどう施策として取り組んでいく方針なのかというのが、もう少し具体的に今説明いただいたところに書けるかなと思うんですけども、何かその混入要因ということについては、そこまでは把握できていないということでしょうか。

○事務局

事務局です。産業廃棄物の中ではプラスチック類が圧倒的に多いです。事業系意識調査からは、弁当がらとか、そういった普通の事務所の方で、生活していく中で出るプラスチックごみが一般廃棄物として混じっているのかなという風に考察されます。そのようなプラスチックもですね、また産業廃棄物という括りにはなるんですけども、小さな事業所からしますと、それが産業廃棄物というような認識がない、と思われる記述内容もありましたので、そういったところに関してこれからどのように働きかけができるのかというところも今後必要な取組になってくるかなと思っております。

○山本部会長

ありがとうございます。それからもう一点だけ、この「基本方針3 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築」のところについて、2ページ目の左側のページで説明をいただいた際に、長期的に安定したごみ処理施設の運営に努めるとご説明をいただいたかなと思います。

先程藤田委員からも高齢化社会を迎えるよというお話がありました。これから人口減少をしていくよという中であって、その長期的に安定したごみ処理体制ということを受けとめる施策が何か一言あってもいいのかなとこれはおそらく、この後の部会の検討課題かもしれませんが、やはり人口減少が進んでいくと、おそらくこれから更新する焼却炉も近い将来、遠くない将来、少しオーバースペックになっていくと思うんですね。

そういう明確に人口減少が進んでいく中であっても、効率的で効果的なしかも安定的なごみ処理というのをやっていくということに対して、どういう方針を掲げてらっしゃるのかなというのが少しこの後議論すべきかもしれませんが、例えばその、他の自治体と連携しながら焼却炉の持つ処理能力というのを最大限生かしていくようなシステム構築を検討していきます、あるいはその、そういう可能性について考えていきますよと

というような文言が 1 個でもあるとですね、長期的にきちんと考えていらっしゃるんだなということが伝わるかなという気がするんです。それは例えば、あの産業廃棄物と一般廃棄物の合わせ処理みたいなところまで踏み込んで検討をするかどうかわかりませんが、他の廃棄物の処理も請け負っていくような計画であるとかですね、それは一番やりやすいのは、前回の部会でも申し上げましたけれども、下水汚泥の焼却を一緒にやってしまおうとかですね、それも堺市の下水処理は、南の大阪の広域処理と一緒にするんですけど、その実現可能性というのは難しいかもしれませんが、何かそのような遊休化した能力というのは将来的に使っていかないと非効率になってしまうので、そういうことを含めて長期的に考えていきますよというメッセージがあると、いや一歩進んだなと思ってしまいますが、これも言うは易しだと思いますので、また何か可能であればそのような人口減少社会それから超高齢化社会での安定的な処理についてこういう検討をしていきますよというメッセージが可能であれば、つけ加えていただけないかなと思います。

はい、コメントになりますが、すいません、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

はい、特にないようですので、ここに関しては、可能な範囲で具体的な記述を少しだけしていただくということをお願いしたいなと思います。最後にその他、何か案件ございますでしょうか。

○事務局

事務局です。

その他案件として、今後の審議会の予定を説明させていただきます。

次回専門部会につきましては、令和 7 年 5 月頃に開催する予定です。

本日ご審議いただきました骨子の中身について、次回専門部会で示させていただきますので、それについてご審議いただきたく存じます。

また、令和 7 年 6 月か 7 月頃に、審議会で中間報告を予定しております。更に令和 7 年 8 月頃に、令和 7 年度第 2 回の専門部会を開催いたしまして、最後に令和 7 年 9 月頃に審議会で答申案というような形で審議を進めさせていただきたいと思っております。

以上が今後のスケジュールになります。

○山本部長

はい。

ありがとうございます。

それでは以上で議事が全て終わったかなと思いますので、一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会の議事はこれにて終了とさせていただきます。

進行を事務局へお返しいたします。

○事務局

山本部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、第 2 回一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会を終了いたします。このあと 2 時 30 分から一般廃棄物処理施設整備基本計画の一部に関する部会を開催いたします。Web でご参加いただいている藤田先生、小島先生におかれましては、このままミーティングに接続いただいた状態で、2 時 30 分の会議開始前にカメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。

事務局の入れ替えを行いますので、2 時 30 分まで休息とさせていただきます。

閉会 午後 2 時 00 分